

三、組合政治部の任務を擴充すべし

從來、労働立法の制定及改善、労働者偽瞞政策の曝露、無產階級彈壓法反對等の法律的な事柄は法律部によつて處理されてゐたが之を政治部の任務に移し（法律部は法廷戦及組合員の法律顧問等をその任務とする）を以てその任務を拡充し、適當なるものは黨の政治闘争に展開すべきである。そのためには政治部は専門の委員會を設けるべきである。

一、労働法制調査委員會

二、無產階級彈壓法調査委員會

三、無產政党聯絡委員會

四、政治部費及党費徵收に就て

イ組合員の党費納入は一ヶ年一時拂を廃し毎月組合費と共に金拾錢也（党費五錢、政治部費五錢）を擧出するニと

ロ在党員は党的機關と協議の上、本部、府縣联合会、支部に配分し、一定時期に取締り一時拂とする事（その接渉は政治部一任）

ハ組合政治部は組合與と政治部の意思を相反映せしむるためには適當な組織形（ハ新聞）へ發行又は購入し組合員に無料配付すること

（消費組合運動促進の件）

大阪鐵工組合

労働組合は一面に於て闘争的使命を有すると共に、他面には相互扶助的團体行動の訓練所である。労働組合と消費組合の相協力はその職能を發揮する。故に我等は既に消費者同盟を助成し發達せしめつゝあるが、更に左の方法によつて該運動の發達を促進せしむるべきである。

一、消費組合の單位は地方中心と工場中心の二つに分ち、更にそれ等を統轄する本部を構成すること

二、消費組合未組織工場は労働組合員を中心たよつて同じく準備會を構成すること

三、地方も組合員を中心とする地方有志によつて同じく準備會を構成すること。

四、組合社會部又は消費者同盟本部はこの消費組合組織準備會を助成しあらゆる便宜と方針を與へること。